

多賀城市介護支援ボランティア活動ポイント事業 Q&A

	疑問・質問	回答、対応の方針等
1	介護支援ボランティア活動ポイント事業とはどのようなものか？	介護支援ボランティア（以下：ボランティア）に登録した者が、介護保険施設等で行なったボランティア活動に対し活動確認スタンプ（以下：スタンプ）を付与し、そのスタンプを転換することで、転換交付金を支給する制度です。
2	事業創設の目的は何か？	高齢者が、ボランティア活動などをとおして地域貢献することを積極的に奨励・支援することにより、高齢者自身の社会参加活動をとおして介護予防に資することを目的とし、その結果、いきいきとした地域社会となることを目指すものです。
3	期待される効果は何か？	以下の効果を期待しています。 1 地域包括ケアの推進に不可欠な住民参加に関する認識が高まる。 2 社会参加活動などに参加する元気な高齢者が増える。 3 要介護高齢者などに対するボランティア活動に関心が高まる。 4 介護給付費の抑制が期待される。
4	1日のスタンプの上限数はあるのか？	30分の活動で1スタンプとなります。1日に複数の受入機関でボランティア活動を行なった場合も、スタンプをもらうことはできますが、1日4スタンプ（2時間）が上限となります。
5	ボランティアが1日に2時間以上活動したいと申し出があった場合はどうすればよいか？	申し出があった場合には、1日2時間以上活動して頂いて構いません。ただし、スタンプの押印は4スタンプ（2時間分）までとなります。
6	受け入れをしたボランティアが、「他の受入機関で上限まで活動を行なったか」をどのように確認すれば良いか？	スタンプには、活動を行なった「日付」が記載されています。 活動手帳のスタンプ押印欄で確認することができます。
7	転換交付金の金額に上限あるのか？	ポイントを換金できる金額は、1人につき、1の年度で最大10,000円（200スタンプ）までとしています。

	疑問・質問	回答、対応の方針等
8	年間上限である200スタンプまで活動した者は、もう受け入れることはできないのか？	<p>200スタンプまで貯まった場合は、1の年度において2冊以上「ボランティア活動手帳」を交付することができます。</p> <p>2冊目以降であっても、ボランティアの受け入れをした場合、スタンプを押印して構いません。ただし、転換申請ができるのは1冊分のみ（10,000円分）となります。</p>
9	どのような高齢者が対象になるのか？	<p>介護保険料を滞納していない65歳以上の元気な高齢者（第1号被保険者）が対象です。</p> <p>要支援認定及び要介護認定の別は問いません。第1号被保険者の資格を損失した場合は、対象外となります。</p> <p>ただし、介護保険料の滞納がある者は対象外となります。</p>
10	ボランティア登録の際に、感染症検査などは行なうのか？	<p>感染症検査は行ないません。</p> <p>ボランティア受入時に発熱や咳、嘔気など感染性の症状がみられる場合には、当日の受け入れを拒否して頂いて構いません。</p>
11	生活保護受給者もボランティア登録ができるのか？	生活保護受給者も登録することができます。
12	事業実施の根拠法令等はあるのか？	<p>介護保険法の地域支援事業の介護予防事業として実施します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護保険法：第115条の44（地域支援事業） ・国の定める要綱：地域支援事業実施要綱 <p>別記（総合事業を実施する市町村における地域支援事業の事業構成及び事業内容）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 総合事業 <ol style="list-style-type: none"> (2)一般介護予防事業 <ol style="list-style-type: none"> ウ 地域介護予防活動支援事業 <ol style="list-style-type: none"> ③社会参加活動を通じた介護予防に資する地域活動の実施
13	この事業を介護予防事業の一般介護予防事業施策で行なうのはなぜか？	高齢者の社会参加活動をとおして、介護予防を推進する観点から、ボランティア活動を奨励・支援することが適切であることからです。

	疑問・質問	回答、対応の方針等
14	<p>事業はどのような流れで行なわれるのか？</p>	<p>一般的な流れは以下のとおりです。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 多賀城市へボランティアの登録をする。 2 管理機関は、ボランティア講習会を開催し、事業やボランティアの心得等を講習し、指定受入機関（介護保険施設等）（以下：受入機関）を紹介するとともに、「ボランティア活動手帳」を交付する。 3 ボランティアは、受入機関で活動を行なう。 4 受入機関は、ボランティア活動への参加の都度、持参する「ボランティア活動手帳」にスタンプを押印し、「ボランティア活動記録簿」に記録する。 5 受入機関は、月ごとに管理機関に対し「ボランティア活動記録簿」を報告する。 6 ボランティアは、「ボランティア活動手帳」を添えて、年度末（3月中）にスタンプ転換申請を行なう。 7 管理機関は、転換申請を受け、スタンプ数に応じた転換交付金を支給する。
15	<p>年度が変わった際に、受入機関の指定登録は、再度申請が必要であるか？ また、ボランティア登録もどうであるか？</p>	<p>年度が変わっても、指定受入機関としての登録は有効であるため、再度申請する必要はありません。</p> <p>受入機関の指定を取り消したい場合は、所定の様式を多賀城市へ提出する必要があります。</p> <p>また、ボランティア登録も同様に、再度申請及びボランティア講習会を受講する必要はありません。</p>
16	<p>どのようなボランティア活動が対象となるのか？</p>	<p>ボランティア活動の例</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 レクリエーション等の支援又は補助 2 お茶出し、食堂内の配膳、下膳等の補助 3 散歩、外出、館内移動の見守り及び補助 4 各種行事等の会場設営又は補助 5 利用者との話し相手や見守り等 6 施設職員と共に行なう洗濯物の整理等の軽微かつ補助的な活動 7 その他、利用者に対する軽微な補助 <p>となっています。ボランティア活動内容の可否はそれぞれの受入機関の安全基準に委ねますが、すべての活動は、施設職員と共に行なうことを原則としてください。</p>

	疑問・質問	回答、対応の方針等
17	利用者の体位変換や車いす移乗の補助は行なって良いのか？	<p>体位変換や車いす移乗等は、「身体介護」にあたるため、個別の援助計画に基づき、ホームヘルパーや介護福祉士などの専門職により適切に提供されるべきであると考えます。</p> <p>また、事故や怪我のリスクが高いことから軽微な補助には含みません。</p> <p>ボランティア活動は、高齢者が自らの意思に基づき、無理なく参加できる「社会参加活動」でなければならないことから「身体介護」は、ボランティア活動の対象としません。</p>
18	ボランティアは利用者さんに触れる行為をさせて良いのか？	<p>洗髪後の利用者さんの頭を拭いたり、ドライヤーがけや靴を履かせるなどは軽微な補助活動の範囲内としますが、入浴介助や食事介助は「身体介護」にあたるため、軽微な補助活動には含みません。</p>
19	受け入れたボランティアが、利用者との相性が合わない場合は、どうすれば良いか？	<p>人と人であるため、利用者さんと相性が合わない場合も考えられます。その場合には、受入機関が、他の利用者さんとの関わりを促したり、利用者さんと関わりの少ない活動を促すなどの調整（コーディネート）を行なって下さい。</p> <p>すべての利用者さんと相性が合わず、業務に支障が出ると判断される場合には、管理機関へご連絡ください。</p> <p>また、場合によっては、当該ボランティアの受け入れを拒否することも可能です。</p>
20	年に2～3回程度の季節ごとのイベントの時だけ、多くボランティアを受け入れることは可能か？	<p>ボランティア活動は、非常勤職員ではなく、あくまで高齢者が自らの意思に基づき、無理なく参加できる「社会参加活動」でなければならないことから、年に数回のイベント時にだけボランティアを集めるといった運用は想定していません。</p>
21	ボランティア活動中に事故があった場合はどうすれば良いのか？	<p>まずは、管理機関へご連絡ください。管理機関よりボランティア保険会社へ連絡します。</p> <p>また、多賀城市介護支援ボランティア活動ポイント事業事故報告書（様式第8号）により、市へ報告して下さい。</p>
22	ボランティア活動として「居宅での活動」を対象とはしないのか？	<p>「居宅での活動」は、第三者の目に入らないことから、ホームヘルプサービス等と混同するなど、ボランティア事業の目的や趣旨と異なるものとなる恐れがあるため、現時点では対象とはしていません。</p>

	疑問・質問	回答、対応の方針等
23	獲得したスタンプは、第三者（家族など）に譲ることはできるのか？	スタンプ及び評価ポイントは「ボランティア活動手帳」と含めて、第三者に譲ることはできません。
24	ボランティア活動手帳をなくした場合、スタンプも含めて再交付はされるのか？	ボランティア活動手帳を失くした場合は、管理機関において再交付を受けることができます。 この際、獲得したスタンプは、指定受入機関から報告を受けた「介護支援ボランティア活動記録簿」をもとに、活動実績を確認し、再度押印します。
25	管理機関はどこか？	社会福祉法人 多賀城市社会福祉協議会です。
26	管理機関はどのように選定したのか？	各種ボランティアに係る研修や保険の加入手続きなどの業務を始め、ボランティア活動に係るコーディネートを一括して行なっていることから、当事業を効果的かつ効率的に運営可能と判断したためです。
27	ボランティア活動に對価的なスタンプ及び交付金を付与することは、本来のボランティアの意義が薄れるのではないのか？	評価ポイントの換金額は、最低賃金を大幅に下回る少額（30分＝50円）であり、ボランティア活動への對価的性格を有するものではありません。 また、スタンプ転換の有無は、本人の申出に基づくものであり、ボランティアの意志を尊重する事業であることから、ボランティアの意義が薄れることは無いと考えます。
28	ボランティアが増えることで、元気な高齢者が増え、その結果、介護給付費の削減が見込まれるのか？	ボランティア活動は、本人の地域貢献意欲を高めるとともに、継続的な地域とのつながりが確保されるものと考えています。 このため、ボランティア自身の介護予防効果はもちろんのこと、地域の虚弱高齢者への生活不活発病の予防効果が期待できるものと考えます。 その結果として、ボランティア活動をすることにより、介護状態にならない高齢者が増加することで、介護給付費の抑制につながることを期待しています。
29	付与されたスタンプに有効期限はあるのか？	ボランティア活動手帳は年度ごとに新しいものを交付するため、年度末にスタンプのポイント転換申請をしない場合は、失効することになります。

	疑問・質問	回答、対応の方針等
30	ボランティア活動を行なうにあたって、特別な研修等を行なうのか？	<p>ボランティア登録を受けた者は、ボランティア講習会を受講していただきます。</p> <p>講習会では、ボランティア活動の心得や利用者との接し方、個人情報の守秘義務に関する事など、活動を行なうに当たり最低限のことを学びます。</p>
31	当事業は、要介護4・5などの高齢者にとって、参加が困難であるので、介護保険料を財源の一部とすることは適切ではないのではないか？	<p>ボランティア事業は、地域支援事業の介護予防事業として実施するものであり、要介護4・要介護5の高齢者を含むすべての高齢者の参加が可能である。このため制度上は、要支援者及び要介護者の別を問わず対象となります。</p> <p>また、地域支援事業は制度上、国、県、市町村の負担する費用のほか、40歳以上64歳以下の第2号保険者及び65歳以上の第1号被保険者の保険料を財源とすることとされています。</p>
32	「ボランティア」という呼称を使うことは適切ではないのではないか？	<p>厚生労働省老健局介護保険課長、振興課長通知の中で、「市町村の裁量により、地域支援事業として、介護支援ボランティア活動を推進する事業を行なうことが可能であることを明確化した」と明記されていることから、現時点では、市町村の地域支援事業として適切な呼称であると判断しています。</p> <p>※平成19年5月7日付老介発第0507001号、老発第0507001号、厚生労働省老健局介護保険課長、振興課長通知「介護支援ボランティア活動への地域支援事業交付金の活用について」</p>

多賀城市保健福祉部介護福祉課 介護予防係
平成28年4月作成